

# 概要(実績評価書(案)のポイント)

## 施策目標Ⅲ－5－1

労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

# 確認すべき主な事項（実績評価書）

## 測定指標について

1	各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。 (注1)当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。
---	---

## 有効性の評価について

2	目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。
3	目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。
4	外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

## 効率性の評価について

5	目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。 (注2)複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。
6	施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。
7	目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

## 現状分析について

8	各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。
---	--

## 次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直し)について

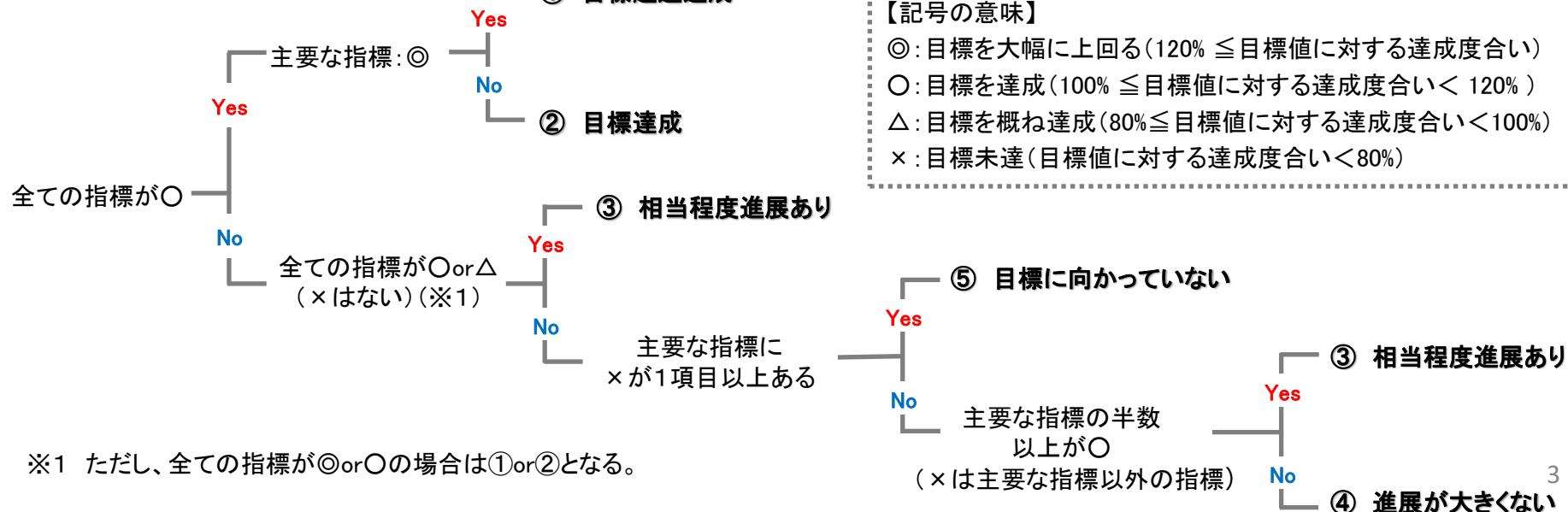
9	目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。
10	過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。
11	現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。
12	各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要 件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」(①もしくは②に該当する場合を除く)、もしくは、</li> <li>主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であるもの</li> </ul>
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

### 【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



# 厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

### 【総合判定の区分】

総合判定区分		要 件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

### （参考1） 主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
  - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
  - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
  - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

### （参考2） 参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

### （参考3） 有効性の評価、効率性の評価、現状分析

- 有効性の評価**
- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・解明する。
  - 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・解明する。
    - ① 目標数値の水準設定の妥当性
    - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
    - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
    - ④ 予算執行面における問題点
- 効率性の評価**
- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
  - 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。
- 現状分析**
- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

# 【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標Ⅲ-5-1）

基本目標Ⅲ： 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標5： 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

施策目標1： **労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること**

## 現 状 (背 景)

### 1. 労働保険の適用徴収制度の概要

《適用対象事業》 原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される（個人事業主を含む）。

《徴収方法》 原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。

《労働保険事務組合制度》 中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。

### 2. 適用促進（全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること）

- ・行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨（外部委託も活用）。
- ・令和5年度末時点の適用事業数は約344万事業。
- ・労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定。



## 課 題

労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に実施する必要

達成目標1  
労働保険適用促進

【測定指標】

1 未手続事業対策により労働保険に加入した事業数  
(アウトプット)



達成目標2  
労働保険料の適正徴収

【測定指標】

2 労働保険料収納率（アウトカム）



# 【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標Ⅲ-5-1）

## 総合判定

赤字は主要な指標

### 【達成目標1 労働保険適用促進】 【達成目標2 労働保険料の適正徴収】

指標1:△（目標達成率 92.8%）

指標2:○（目標達成率 100%）

### 【目標達成度合いの測定結果】

③（相当程度進展あり）

#### （判定理由）

- 測定指標の達成状況が「○」又は「△」。
- 以上より、上記のとおり判定した。

### 【総合判定】

B（達成に向けて進展あり）

## 施策の分析

### 《有効性の評価》

- 指標1については、令和5年度は目標値の92.8%まで達成したが、令和3年度以降、目標未達の状況が続いている。

これは手続勧奨活動を行った結果、労働保険に加入する必要のない非該当事業が多かったため、労働保険に加入すべき事業場に対して適用促進を適切に実施することができなかつたことが大きな要因である。具体的には、未手続事業名簿に登載の事業場に訪問するも、実際には休業・倒産状態にあるところが多かったこと、委託先への名簿提供が年度途中となったこと等から効果的に活動することができなかつたことが考えられる。

今後は効果的に活動できるように未手続事業場名簿の精度向上を図るとともに委託先に対して名簿を早期に提供し、適正な業務遂行により目標を達成できるよう努める。

- 指標2については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予制度の利用により一旦低下したものの、これを除くと、平成20年度以降、高水準を保ちながら着実に向上していることから、労働保険等の適正徴収業務の実施は有効に機能していると評価できる。なお、10年前と比べ収納率は約1%アップしているところ、特に、口座振替納付、電子申請・納付の促進といった取組が収納率向上に寄与したものと考えられる。

### 《効率性の評価》

- 指標1については、近年の予算額はほぼ一定のところ、手続勧奨活動を行った結果、非該当事業が多かったことから、より効果的な勧奨を行うため、委託先に提供する未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供の取組を行う必要がある。一方で、目標値の達成度合(92.8%)が向上しているところであり、効率性が損なわれたものではないと評価している。

- 指標2については、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて収納方法の見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。

### 《現状分析》

指標1については、今後は未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供等により、効果的かつ効率的な手続勧奨等に取り組むこと等により、目標達成に向けて施策を進めていくことが必要である。

指標2については、順調に改善しており、前年度以上の収納率という目標に向け取組みが着実に進展している。

## 次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

### 【達成目標1】

- 指標1については、労働保険の加入対象となる事業の多くが毎年成立・廃止を繰り返すという労働保険の特性により、今後も加入対象事業場が発生することから、引き続き、目標数値を前年度以上として、取組を進めていく。具体的には「未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数」を前年度実績より増やしていくために、未手続事業名簿の精度向上と受託業者への早期提供により、年度当初から加入勧奨活動に着手することなど、より効果的かつ効率的な手続勧奨の取組を実施していく。

### 【達成目標2】

- 指標2については、費用負担の公平の観点から、労働保険料の適正な徴収をすることが重要であるため、今後とも更なる数値向上を目指し、目標達成に向けて着実に取り組んでいく。

# 労働保険の適用及び徴収等

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称したもの。

保険給付は両保険制度で別個に行うが、保険の適用及び保険料の徴収については、原則的に、一体のものとして取り扱う。

## 【労働保険制度の現状】

保険料収入 4兆624億円(令和5年度)

保険料収納率 99.1%(令和5年度)

## 1 労働保険の適用

- 労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業(いわゆる全面適用)。
- 労働保険は、適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することが原則

ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ別個の事業とみなして、二元的に処理している。

なお、労災保険は個々の労働者に関する資格得喪手続はないが、雇用保険では個々の労働者についても資格得喪手続きが必要。

## 2 労働保険料等の徴収

### (1) 保険料の種類

#### ① 一般保険料

1年間に支払われる賃金総額に一般保険料に係る保険料率(両保険に係る保険関係が成立している事業にあっては労災保険率と雇用保険率を加えた率、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては労災保険率、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては雇用保険率)を乗じて得た額

#### ② 特別加入保険料

労災保険の特別加入者についての保険料

#### ③ 印紙保険料

雇用保険の日雇い労働被保険者についての雇用保険印紙による保険料

#### ④ 特例納付保険料

雇用保険の被保険者資格を2年を超えて遡及された者を雇用していた事業主において、保険関係成立届を提出していなかった場合に納付する、当該遡及された者に係る保険料

### (2) 一般拠出金の徴収

石綿救済法に基く、救済給付の支給に要する費用に充てるための一般拠出金を労働保険料と併せて徴収している。

徴収された一般拠出金は、環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付する。

### (3) 保険料等の負担

労災保険に関しては、全額事業主が負担。

雇用保険に関しては、失業給付に充てられる部分は労使折半、雇用保険二事業に充てられる部分は全額事業主が負担。

## 3 労働保険事務組合

労働保険の加入手続や保険料の申告・納付に係る中小零細事業主の事務負担の軽減を図るため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。

## 労働保険料収納率推移

